



事務連絡
平成 29 年 1 月 31 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

産業廃棄物課

租税特別措置（廃棄物関係）について（周知依頼）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、ありがとうございます。

去る平成 27 年 1 月 14 日に平成 27 年度税制改正の大綱が取りまとめられ、平成 27 年 12 月 24 日に平成 28 年度税制改正の大綱が取りまとめられました。

については、廃棄物関係で要望が認められた租税特別措置について、特例措置の対象となる関係者に再度周知いただき、当該特例措置を活用いただきたく考えておりますので、管轄の廃棄物処理業者等の関係者に幅広く再度周知していただくとともに、貴管内市町村への情報提供につきましても、併せてよろしくお願ひ申し上げます。

【参考】

○平成 27 年度税制改正の大綱

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/20150114taikou.pdf

○平成 28 年度税制改正の大綱

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/20151224taikou.pdf

担当者：

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 八巻

TEL：03-5501-3154（直通）

産業廃棄物課 小久保

TEL：03-5501-3156（直通）

租税特別措置について

1. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の 特例措置 (法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税)

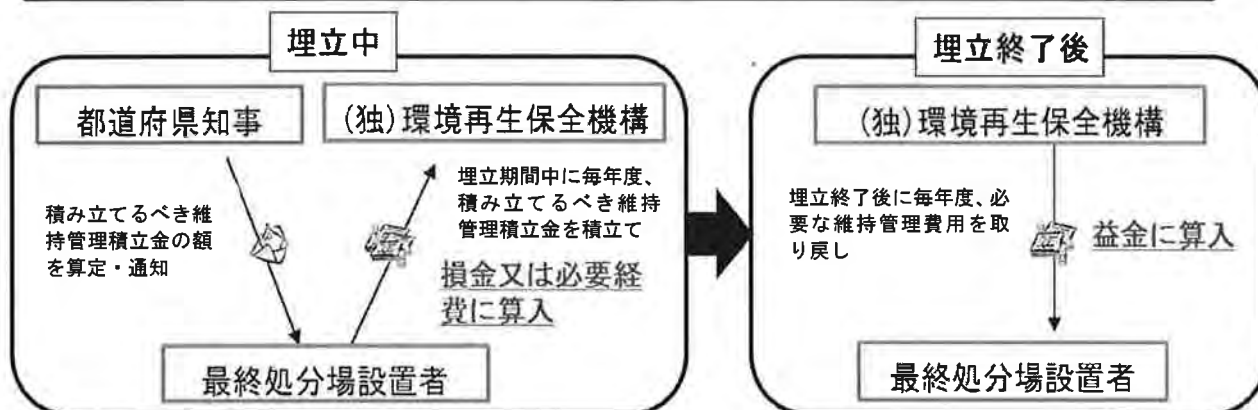
○ 平成 28 年度税制改正の大綱 [平成 27 年 12 月 24 日閣議決定]

一 個人所得課税

(3) 特定災害防止準備金制度について、先行積立てに係る積立額が必要経費に算入できないことを明確化した上、その適用期限を 2 年延長する。

三 法人課税

(12) 特定災害防止準備金制度について、先行積立てに係る積立額が損金の額に算入できないことを明確化した上、その適用期限を 2 年延長する (所得税についても同様とする。) 。



- 最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後、廃止までの間に、覆土・水処理等の必要な維持管理を行わなければなりません。
- 当該維持管理のために必要な資金を確保し、埋立終了後も適正な維持管理を行わせるため、最終処分場の設置者に対して埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立中にあらかじめ積み立てることを義務付けています (廃棄物処理法第 8 条の 5、第 15 条の 2 の 4)。
- 当該積立が最終処分場の設置者にとって過剰な負担とならないよう、特定廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立金の額を損金又は必要経費に算入できる特例措置について、先行積立てに係る積立額が損金の額に算入できないことを明確化した上、その適用期限を 2 年延長することとされました。
- 本特例措置の適用期限が平成 30 年 3 月 31 日までとなっています。

(別添)

2. 公害防止用設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る 特例措置（固定資産税）

○ 平成 28 年度税制改正の大綱 [平成 27 年 12 月 24 日閣議決定]

二 資産課税

(2) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

- ② ごみ処理施設のうち石綿含有廃棄物無害化処理用設備を適用対象から除外し、一般廃棄物最終処分場については、課税標準を価格の 3 分の 2（現行：2 分の 1）とする。

- 廃棄物の適正な処理を確保するためには、法に定められる技術上の基準に適合した施設の整備を行うことが不可欠であり、基準を遵守した廃棄物処理施設の整備には、設備投資に多額の費用を要します。
- PCB 廃棄物等処理施設や石綿含有産業廃棄物等処理施設の設置時のコストが高額である設備の導入に際して、廃棄物処理業者の負担を軽減させ、もって、設備導入の迅速かつ円滑な実施を促進するため、公害防止用設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場：1/2、PCB 廃棄物等処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設：1/3、汚水・廃液処理施設：1/3 を参酌して 1/6 以上 1/2 以下の範囲内において市町村条例で定める割合）について、ごみ処理施設のうち石綿含有廃棄物無害化処理用設備を適用対象から除外し、一般廃棄物の最終処分場について、課税標準を価格の 2/3 とする見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長することとされました。
- 本特例措置の適用期限が平成 30 年 3 月 31 日までとなっています。

3. 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置 (軽油引取税)

○ 平成 27 年度税制改正の大綱 [平成 27 年 1 月 14 日閣議決定]

四 消費課税

(25) 廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を 3 年延長する。

※廃棄物最終処分場における動力源として軽油を使用する主な廃棄物処理業用設備の例



<ブルドーザー>



<パワーショベル>

- 廃棄物最終処分場は、地中に廃棄物が埋め立てられているという特性上、厳格な維持管理が継続的に必要とされています。
- 維持管理等の作業の適正な実施を促進するため、最終処分場内における廃棄物の運搬、選別、積み込み、破碎、処分場の掘削、転圧又は整地等に必要な機械等の使用に係る費用の確保が必要となります。
- 廃棄物処理事業を営む者の負担を軽減することにより、適切な埋立処分及びそれに付随する作業を実施しやすくし、適切な廃棄物の搬入や、最終処分場の維持管理等を促進するため、廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その適用期限を 3 年延長することとされました。
- 本特例措置の適用期限が平成 30 年 3 月 31 日までとなっています。